

2021年4月23日

日本入国時における検査証明書に関して

- 日本入国時に必要な検査証明書のスペイン語版（英語併記）が作成されました。
- 検査証明書の要件について、検疫における確認が厳格化されています。
- 検査前に、検査方法の要件（検体・検査方法・検査時間）をご確認ください。

日本へ入国する際に提出・携行が必要とされている、出国前72時間以内に受験した検査証明書に関して、厚生労働省が指定していた従来の検査証明書フォーマットでは、日本語・英語併記版のみが認められておりましたが、今般、スペイン語・英語併記版が作成されましたので、以下の通りご案内いたします。

○検査証明（スペイン語・英語併記版）：<https://www.mhlw.go.jp/content/000769787.pdf>

また、出国前検査証明書に関し、出国時、トランジット時の搭乗手続や本邦入国時の検疫において、検査証明書の有効性をめぐり様々なトラブルや混乱が生じています。このような問題を避けるためにも厚生労働省より所定フォーマットの利用が勧奨されております。

今後も所定フォーマットに対応する医療機関がない場合は、任意フォーマットの提出も妨げられませんが、「検査証明書へ記載すべき内容」が満たされている必要がありますので、詳細はこちらよりご確認ください。

○検査証明書の提出について：<https://www.mhlw.go.jp/content/000769031.pdf>

なお、厚生労働省が有効と認める検査検体及び検査方法以外による検査証明書は、本邦検疫及び各航空会社に無効なものと取り扱われてしまうため、

- ①厚生労働省が有効と認める検査検体及び検査方法等の所定事項を十分に理解すること
- ②所定の要件を満たす検査を受けること
- ③交付された検査証明書の記載内容に記入漏れ等の不備がないか自ら確認すること等に留意してください。

○日本入国時に必要な検査証明書の要件について（検体、検査方法、検査時間）：
<https://www.mhlw.go.jp/content/000770638.pdf>

厚生労働省ホームページ

○検査証明書の提示について：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html